

令和5年度 海上運送法に基づく行政処分等一覧

番号	処分等年月日	事業者名	事業者住所	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
1	令和5年9月25日	有限会社北欧産業	小樽市港町4番5号	文書指導	令和5年5月18日に海上運送法第25条に基づく検査を実施したところ、気象・海象の数値等の運航中止基準にかかる情報や安全教育及び事故処理訓練の概要等が記録されていない等の安全管理規程違反が確認された。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条に基づき、運航中止基準にかかる情報を記録すること。 2. 運航管理者又は運航管理補助者は、安全管理規程第37条及び作業基準第9条に基づき、旅客待合所又は発着場に旅客の遵守事項を掲示すること。 3. 船長は、安全管理規程第37条及び作業基準第10条に基づき、船内の見やすい場所に旅客の遵守事項を掲示すること。 4. 運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、実施した安全教育や事故処理に関する訓練の概要を記録すること。 5. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、事務所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けること。 6. 船長は、運航基準第8条に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。 	是正確認済（是正確認日：令和5年10月25日）